

# 特許実施許諾契約届出管理方法（草案）

2010年11月19日

独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）

北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

## 特許実施許諾契約届出管理方法（草案）

第一条 特許権の確実な保護、特許の実施許諾行為の規範化、特許権の運用促進のため、『中華人民共和国契約法』、『中華人民共和国特許法』並びに関連法令・法規に基づいて本方法を策定する。

第二条 国家知識産権局は全国での特許実施許諾契約の届出について責任を持つ。

第三条 特許の実施許諾の許諾者は、適法な特許権者又はその他の権利者でなければならない。共有される特許権による特許実施許諾契約が締結される場合は、共有者全員において別途取り決めているか或いは特許法において別途定めのある場合を除き、ほかの共有者の承諾を得なければならない。

第四条 届出が申し込まれる特許実施許諾契約は、書面により締結されていなければならない。特許実施許諾契約書は、国家知識産権局で統合して制定された契約書の雛形を利用して締結されても良いとする。別の契約書とする場合は、関連法令に合致していなければならない。

第五条 当事者は、特許実施許諾契約の効力が生じた日から起算して3ヶ月以内に届出手続を行うものとする。

第六条 中国には恒常的な居所又は営業所を有しない外国人、外国企業或いは外国のその他の組織が届出手続を行う場合は、法に基

づき設立された特許代理組織に委託しなければならない。中国の単位(会社・組織・団体)又は個人が届出手続を行う場合は、法に基づき設立された特許代理機関に委託しても良いとする。

第七条 特許実施許諾契約の届出を申し込む当事者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。(一) 許諾者及び被許諾者がともにサイン又は捺印した特許実施許諾契約届出申込表、(二) 特許実施許諾契約書、(三) 当事者双方の身分証明、(四) 特許代理組織に委託している場合は、委任された権限が明記されている委任状、(五) その他必要とされる書類。

第八条 当事者は郵送、直接交付などの手段により特許実施許諾契約の届出関連手続を行うことができる。

第九条 国家知識産権局は当事者から提出された特許実施許諾契約の届出申込書類を受け取った後、申込者に通知しなければならない。

第十条 当事者が提出する特許実施許諾契約は、次に掲げる内容を含めなければならない。(一) 当事者の氏名又は名称、住所、(二) 特許権の件数及び各特許権の名称、特許番号、出願日、査定公告日、(三) 実施許諾の種類と期間。

第十一条 当事者から提出される身分証明を除いた各書類は中国語によるものでなければならない。外国語による身分証明には中国語訳文を添付しなければならない。添付されない場合は、提出していないものと見なされる。

第十二条 国家知識産権局は、届出申込書類を受け取った日から起算して7稼動日以内に審査を実施し、届出の可否を決める。

第十三条 審査の結果で合格となった届出申込について、国家知識産権局は当事者に『特許実施許諾契約届出証明』を発行するものとする。次に掲げる事情のいずれかに該当する場合、届出申込は却下されるものとし、当事者に『特許実施許諾契約届出却下通知書』が送付される。(一) 特許権が終了しているか又は無効宣告を受けた場合、(二) 許諾者は特許登録原簿に記載されている特許権者、又は許諾を与える権利を有するほかの権利者でない場合、(三) 本方法第十条の定めに合致しない特許実施許諾契約である場合、(四) 特許実施許諾期間が特許権の存続期間を超えている場合、(五) 特許権の共有者が、法令或いは約束に違反して特許実施許諾契約を締結した場合、(六) 特許料滞納期間中にある特許権である場合、(七) 特許権の帰属について紛争が生じているか、或いは人民法院で特許権に対する保全措置が裁定されることで、特許実施許諾の届出手続が一時的に停止されている場合、(八) 同一の特許実施許諾契約で繰り返して届出申込が行われる場合、(九) 中国特許権に関連しない特許実施許諾契約である場合、(十) 質権者が承諾した場合を除き、質入された特許権である場合、(十一) 既に届出された特許実施許諾契約に衝突している場合、(十二) その他届出が却下される事情に当たる場合。

第十四条 国家知識産権局は届出の期間中、本方法第十三条第二

項に列挙されている事情に該当し、これが解消されていない特許実施許諾契約の届出申込を認知すると、特許実施許諾契約の届出を取り消し、当事者に『特許実施許諾契約届出取消通知書』を送付するものとする。

第十五条 特許実施許諾契約届出の関連内容は、国家知識産権局において特許登録原簿で登記され、かつ特許公報において次に掲げる内容が公告される。許諾者、被許諾者、筆頭分類番号、特許番号、特許出願日、査定公告日、実施許諾の種類・期間、届出日。特許実施許諾契約の届出後の変更、抹消と取り消しについて、国家知識産権局はそれに応じて登記、公告を行うものとする。

第十六条 国家知識産権局では特許実施許諾契約の届出のデータベースが設置されるものとし、公衆が特許実施許諾契約の届出のステータス状態を調べられるようにする。

第十七条 当事者が実施許諾の期間を延長する場合は、元実施許諾期限の満了前2ヶ月以内に変更協定書、届出証明及びほかの関連書類を持参した上で国家知識産権局へ届出変更手続を行わなければならない。特許実施許諾契約のほかの内容に関する変更について、前項を参照して行うものとする。

第十八条 期限が満了する特許実施許諾、又は前倒し解除される特許実施許諾契約について、当事者は期限満了、或いは解除協定書締結後の30日以内に届出証明、協定書及びほかの関連書類を持参した上で国家知識産権局へ届出抹消手続を行わなければならない。

第十九条 届出が成された特許実施許諾契約に係る特許権で無効宣告を受けた場合、国家知識産権局は被許諾者に通知するものとし、当事者は遅滞なく届出抹消手続を行わなければならない。

第二十条 届出が成された特許実施許諾契約の種類や期間、許諾使用料の算定方法又は金額などは、特許管理部門での権利侵害をめぐる紛争の賠償金額の調停時の参考とすることができる。

第二十一条 当事者が特許出願実施許諾契約により届出を申し込む場合は、本方法を参照して実施する。特許出願が却下され、取り下げられ、又は見なし取り下げとされた場合、届出は却下されるものとする。

第二十二条 当事者が特許出願実施許諾契約により届出を申し込み、特許出願が登録査定とされた場合、当事者は特許出願実施許諾契約の名称及び関連条項を特許実施許諾契約へと遅滞なく変更しなければならない。特許出願が却下され、又は見なし取り下げとされた場合、当事者は届出抹消手続を遅滞なく行わなければならない。

第二十三条 本方法の解釈権は国家知識産権局に属する。

第二十四条 本方法は 年 月 日より施行する。2001年12月17日付けで国家知識産権局局長令第十八号により公布された『特許実施許諾契約届出管理方法』は同時に廃止される。